

平成 24 年

# 第 4 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 24 年 11 月 28 日開会

柳泉園組合議会

## 平成24年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	3
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	4
・行政報告	4
・議案第10号（上程、説明、質疑、討論、採決）	24
・議案第11号（上程、説明、質疑、討論、採決）	26
・議案第12号（上程、説明、質疑、討論、採決）	27
・陳情第8号（上程、委員会付託）	45
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	45
・陳情第8号（質疑、討論、採決）	45
・議案第13号（上程、説明、採決）	46
○閉 会	47

平成24年第4回  
柳泉園組合議会定例会会議録

---

平成24年11月28日 開会

---

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第10号 柳泉園組合一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例
- 6 議案第11号 平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算(第2号)
- 7 議案第12号 平成23年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定
- 8 廃棄物等処理問題特別委員会付託の件  
陳情第8号 「宮城県知事の二重契約問題の解明を求める陳情」  
(廃棄物等処理問題特別委員会 開催)
- 9 廃棄物等処理問題特別委員会報告
- 10 議案第13号 柳泉園組合監査委員の選任について

---

1 出席議員

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 細谷祥子  | 2番 梶井琢太  |
| 3番 村山順次郎 | 4番 石塚真知子 |
| 5番 遠藤源太郎 | 6番 安斉慎一郎 |
| 7番 中村清治  | 8番 石川秀樹  |
| 9番 鈴木たかし |          |

2 関係者の出席

- |      |       |
|------|-------|
| 管理者  | 馬場一彦  |
| 副管理者 | 渋谷金太郎 |
| 副管理者 | 坂口光治  |

助 役	森 田 浩
会計管理者	林 幸 雄
監査委員	現王園 成 夫
監査委員（新）	安 藤 純 一
清瀬市都市整備部長	黒 田 和 雄
東久留米市環境部長	西 村 幸 高
西東京市みどり環境部長	金 谷 正 夫

### 3 事務局・書記の出席

総務課長	新 井 謙 二
施設管理課長	中 村 清
技術課長	涌 井 敬 太
技術課主幹	大 場 俊 美
資源推進課長	佐 藤 元 昭
施設管理課長補佐	千 葉 善 一
技術課長補佐	足 立 淳 史
資源推進課長補佐	鳥 居 茂 昭
書記	宮 寺 克 己
書記	濱 田 伸 陽
書記	小 林 光 一
書記	押 切 悦 子

---

午前10時00分 開会

○議長（遠藤源太郎） それでは、改めましておはようございます。冒頭に一言お礼を申し上げたいと思いますが、去る10月に実施いたしました柳泉園組合の視察に際しましては、議員の皆さん、そしてまた管理者をはじめとする職員の皆さんにご出席をいただきまして、大変有意義な視察ができました。改めてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまより平成24年第4回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

---

○議長（遠藤源太郎） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについては、11月21日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります梶井琢太議員に報告を求めます。

○2番（梶井琢太） おはようございます。代表者会議報告をさせていただきます。

去る11月21日、代表者会議が開催され、平成24年第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成24年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月28日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第10号、柳泉園組合一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例」、「日程第6、議案第11号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」、「日程第7、議案第12号、平成23年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を順次上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

陳情を1件受理しておりますので、「日程第8、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」により、陳情第8号を付託いたします。その後、定例会を暫時休憩し、その休憩中に廃棄物等処理問題特別委員会を開催し、陳情を審査いたします。委員会終了後本会議を再開し、「日程第9、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を委員長より報告していただき、その後、討論、採決を行います。

最後に、「日程第10、議案第13号、柳泉園組合監査委員の選任について」を上程し、採決いたします。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第4回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） どうもありがとうございました。

報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

---

○議長（遠藤源太郎） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

1番、細谷祥子議員、2番、梶井琢太議員、以上のお二方をお願いをいたします。

---

○議長（遠藤源太郎） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

---

○議長（遠藤源太郎） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（馬場一彦） ただいま議長のお許しをいただきましたので、本日、平成24年柳泉園組合議会第4回定例会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

各市とも第4回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で8月から10月までの主な事務事業について御報告申し上げます。また、本日御提案申し上げます議案は4件でございます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、第4回定例会開会に当たりまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

○議長（遠藤源太郎） ありがとうございます。

「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成24年8月から10月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、(1)事務の状況でございますが、8月9日に関係市で構成する事務連絡協議会、10日に管理者会議を開催し、平成24年第3回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)等について協議いたしました。

8月27日には、周辺自治会臨時協議会を東久留米市・東村山市合同で開催し、宮城県女川町の災害廃棄物についての具体的な受け入れ時期、受け入れ量等について説明をさせていただき、御理解をお願いしたところでございます。

(2)の宮城県女川町災害廃棄物の受け入れの状況でございますが、経緯につきましては、東京都、宮城県、宮城県女川町及び東京都市長会の間で締結されました基本合意に基づき、9月4日に東京都環境公社との間で災害廃棄物処理委託契約を締結いたしました。それによりまして、9月10日より周辺自治会、関係市職員等立ち会いのもと、受け入れを開始いたしました。予定では平成25年3月31日までの間に2,760トン以内を受け入れることとなっておりますが、9月から10月における受け入れ実績につきましては、日数が計29日間、受け入れ量は362トンとなっております。

続きまして、2ページでございます。見学者についてでございますが、今期は27件、1,507人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が17件、1,379人でございます。

次に、3のホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4のごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において平成23年度の一般会計決算についての審査が10月12日から22日にかけて延べ3日間行われました。本日、議案として御提案させていただいておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は6件の工事請負契約を行っております。

詳細につきましては、行政報告資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万7,779トンで、これは昨年同期と比較いたしまして、979トン、5.2%の減少となっております。

内訳でございますが、可燃ごみにつきましては4ページの表4-2のとおり1万5,921トンで、昨年同期と比較いたしますと、915トン、5.4%の減少、不燃ごみにつきましては、表4-3のとおり1,767トンで、昨年同期と比較いたしますと65トン、3.6%の減少、また、粗大ごみにつきましては5ページの表4-4のとおり91トンで、昨年同期と比較いたしまして1トン、1.6%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。なお、先ほど御報告いたしましたが、宮城県女川町から9月に135トン、10月に227トンの災害廃棄物の受け入れを行っております。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示しております。

続きまして、6ページでございます。表5-1及び表5-2につきましては、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページの表6でございますが、缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,032トンで、昨年同期と比較いたしますと53トン、2.5%の減少となっております。

次に、9ページの2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、8月に排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。また、災害廃棄物受入前の排ガス中のアスベスト測定も実施しております。

9月には、災害廃棄物受入前の構成3市の可燃ごみの放射性物質濃度測定、また女川町災害廃棄物の放射性物質濃度測定を行っております。及び災害廃棄物受入後の1号炉の排ガス中のアスベスト測定を実施しております。

10月には、1号炉、共通施設及び汚水処理設備等の定期点検整備補修を実施しており

ます。また、災害廃棄物受入後の2号炉及び3号炉の排ガス中のアスベスト測定及び災害廃棄物受入後の可燃ごみの放射性物質濃度測定を実施しております。

さらに、毎月、排ガス・焼却灰等の放射性物質濃度測定を、また、毎週1回、敷地境界の空間放射線量測定を行っており、その結果につきましては12ページの表11-1から13ページの表11-3に記載してございます。なお、焼却灰及び飛灰の放射性物質濃度測定は、10月から2回にふやし、実施しております。

続きまして、10ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しています可燃物等の焼却量は1万7,721トンで、去年同期と比較いたしますと693トン、3.8%の減少となっております。

表8から11ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

14ページの表12-1は、毎週1回クリーンポートのプラットホームで行っております災害廃棄物運搬車両の空間線量測定結果を記載してございます。なお、10月8日の週及び29日の週には搬入がございませんでした。

表12-2は、月ごとの災害廃棄物の搬入計画量、予定量及び実績量をそれぞれ記載させていただきます。

15ページの表13-1は、災害廃棄物受入前と受入後の排ガス中のアスベスト測定結果を記載してございます。

表13-2は、災害廃棄物受入前に測定した関係3市の可燃ごみの放射性物質濃度測定結果を記載したものでございます。

表13-3は、災害廃棄物そのものの放射性物質濃度測定結果を記載したものでございます。

続きまして、16ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございますが、9月にバグフィルターの清掃、10月に定期点検整備補修を実施しております。施設は順調に稼働しております。

次に、表14の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,858トンで、去年同期と比較しまして64トン、3.3%の減少となっております。

続きまして、17ページでございます。(3)リサイクルセンターでございますが、10月に定期点検整備補修を実施しております。施設は順調に稼働しております。

次に、表15のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は2,032ト

ンで、昨年同期と比較しますと53トン、2.5%の減少となっております。

続きまして、18ページの3、最終処分場についてでございますが、引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しております。今期は女川町分を除くと1,874トンで、昨年同期の量と比較して、292トン、13.5%の減少となっております。搬出状況は表16に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋立処分をせずに、RPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては、表17に記載のとおりでございます。

続きまして、19ページでございますが、し尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は281キロリットルで、昨年同期と比較しますと92キロリットル、24.7%の減少となっております。表18-1から表18-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、20ページの2、施設の稼働状況でございますが、今期は9月に定期点検整備補修を実施いたしました。施設は順調に稼働してございます。

次に、表19のし尿処理施設における下水道放流水測定結果におきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、22ページでございます。施設管理関係、1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は3.1%の増、テニスコートは15.0%、室内プールは2.8%、浴場施設は0.9%と、それぞれ利用者は減少しております。詳細につきましては、表20-1及び表20-2に記載のとおりでございます。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては、23ページの表21に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表22及び24ページの表23に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○3番(村山順次郎) お聞きしたい点が幾つかあるんですが、まず災害廃棄物の受け入れの観点で4点お聞きしたいと思います。

前議会でもお聞きしたところなんですが、柳泉園ではアスベストの測定を、排ガス中のアスベストの測定結果、表13-1でされていて、受入前、受入後、すべて不検出だったという結果が資料としていただいております。それで、都内の清掃工場でアスベストが検出されたということが報道されていて、前議会では、その理由は問い合わせたがわからないという答えだったかなと思います。その後、その原因をもし把握されているようでしたら教えていただきたいと思います。

それと、災害廃棄物に関連してということになると思うんですが、表13-2の可燃ごみの放射性物質濃度測定結果(災害廃棄物受入前)ということで、測定結果を分析項目ごとにされているということが結果として資料をいただいているんですが、自分の記憶では、これは従来の行政報告の中ではやられていない、もしそうでなければそれでお答えいただければいいんですけれども、今回からの測定結果でしたでしょうか。もし記憶違いであれば御指摘いただきたいと思います。その上で少しお聞きしたいことがありますので、お願いをいたします。

それと、焼却灰・飛灰の放射性物質濃度の測定を、従来1回だったものを10月から2回にされているということは非常にいいことということで、求めてきたところでもありますので、評価するところなんですけれども、もう一方で放射性物質濃度の基準、これも前議会、以前からも議論させていただいておりますが、8,000ベクレル/キログラムという基準は、現在受け入れている瓦れきの実態から考えても非常にハードルとしては低いのではないかと、より厳しい基準を設けるべきではないかということも求めてきたところでもあります。それで、前回の議論では構成3市と協議をするというお答えをいただいているところなんですが、その協議の結果というか、経過というかをお聞きしたいと思います。

それで、すみません、少しふえているんですが、今、災害廃棄物の受け入れについて、測定結果も含めて一定の御説明をいただいたところなんですけれども、私どもは住民合意に基づいての受け入れということが重要であろうと御提案をさせていただいているところです。受け入れは3月末までの予定でありますので、その実績も踏まえて住民に対して説明会を開催する等々の方法で、こういう受け入れをしているという説明をされる必要があるのではないかと考えますけれども、そのようなお考えはあるのか、お聞きをしたいと思

います。

すみません、事務的にですが、一番最初に2,760トン以内ということで受入量、最大量として書かれておりまして、現段階での受入量としては362トンという実績で、仮に10月受入量程度で推移したとすると、おおむね1,400トン前後になるのかなと見ますけれども、今後の受入量の見込みが東京都等から示されていれば、その点についても教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤源太郎） それでは、答弁を求めます。

○技術課長（涌井敬太） まず1点目の23区のアスベストの件でございますが、その後も東京都さんとは何回かお会いする機会があるんですが、原因については、東京都としては今のところ見ているがわからないという、東京二十三区清掃一部事務組合の中のお仕事のようにして、それ以上わからないという、現段階でそうおっしゃっております。

それから、行政報告15ページの表13-2、可燃ごみの放射性物質濃度測定のことです。でございますが、これは今回、女川町の災害廃棄物を受け入れるに当たりまして、受入前、受入後にそれぞれ1回やるということで実施したものでございます。以前はやっておりませんし、今後もやる予定はございません。

それから、埋め立ての8,000ベクレルの基準に関する件でございますが、柳泉園組合の参加する各種会議に柳泉園組合としてまず提案をするには、柳泉園組合の内部でそういったものをきちんと検証して、それを検討した結果によって、適切であるかどうかを判断した上で提案をしなければなりませんので、まず柳泉園組合の中でこのことに関しては検討してございます。そのことを御報告申し上げます。

東京都環境局におきましては、女川町の災害廃棄物を処理するに当たりまして、放射能管理マニュアルを平成24年2月15日に制定をしております。災害廃棄物搬出時の放射能の測定として、選別エリアでの空間線量率が当日のバックグラウンド空間線量率の3倍を超えた場合、及びストックヤードでのコンテナごとの遮蔽線量率が当日のバックグラウンド遮蔽線量率を除いた測定値が0.01マイクロシーベルト/時を超えた場合は搬出をしないという基準がございまして。

この放射能管理マニュアルに従いまして測定した結果につきましては、平成24年3月から10月までの8カ月において選別エリアでの空間線量率が0.09～0.14マイクロシーベルト/時、バックグラウンド空間線量率が0.10～0.14マイクロシーベルト/時とほぼ同じ。コンテナごとの遮蔽線量率が0.000～0.003マイクロシーベルト/時と

0.01マイクロシーベルト／時の3分の1以下でありまして、毎月1回測定しているストックヤードで抽出した災害廃棄物の木くず、廃プラスチック、紙くず、繊維くず及びその他の組成ごとの放射能濃度の測定結果を、組成ごとの割合で不検出を検出下限値の40ベクレル／キログラムとして加重平均した換算値は45ベクレル／キログラム～84ベクレル／キログラムでございます。

また、9月10日に、女川町の災害廃棄物受入前に、クリーンポートのごみピットから採取した可燃ごみの組成ごとの放射性物質の濃度測定結果を、組成ごとの割合で不検出を検出下限値の10ベクレル／キログラムとして加重平均した換算値は32ベクレル／キログラムで、仮に女川町での測定結果と同様に検出下限値を40ベクレル／キログラムとして加重平均した場合、その換算値は84ベクレル／キログラムとなりまして、女川町で測定した災害廃棄物の換算値とほぼ同じ値となります。

クリーンポートの平成24年4月から10月の間の焼却灰の放射性物質濃度は86ベクレル／キログラム～183ベクレル／キログラム、飛灰の放射性物質濃度は507ベクレル／キログラム～1,063ベクレル／キログラムでございます。女川町の災害廃棄物は柳泉園組合構成3市の可燃ごみとほぼ同程度の放射性物質濃度であることから、仮に放射能管理マニュアルの搬出基準の上限であります0.01マイクロシーベルト／時の災害廃棄物を焼却処理したとした場合でも、0.003マイクロシーベルト／時の約3.3倍の濃度となりまして、飛灰の放射性物質濃度は最大でも1,063ベクレルの3.3倍、約3,500ベクレル／キログラム程度となると推測されます。

また、焼却灰及び飛灰の放射性物質濃度は2週間から1カ月後でないとその結果が得られないため、分析結果が出るまでの期間は災害廃棄物を焼却処理してしまうこととなりますが、放射能管理マニュアルの搬出基準の上限である0.01マイクロシーベルト／時を遵守することで搬出前に対応することが可能であり、焼却処理をすることなく安全かつ確実に対応することができます。

したがって、これらの測定結果及び放射能管理マニュアルに定める管理基準を踏まえまして、女川町の災害廃棄物を平成25年3月までの期間に現状どおり受け入れすることに対して、放射性物質濃度の埋め立てに係る基準である8,000ベクレル／キログラムを見直す必要はないと判断いたしました。そのことにつきまして、過日開催されました事務連絡の協議会で今御報告した内容につきまして御報告をいたしまして、特にこの考え方についておかしいとかそういった意見はございませんでしたので、柳泉園組合として基準を改

める考えはありませんので、その先の会議には提案する予定はございません。

それから、今後の搬入量の当初計画との違いでございます。これにつきましては、女川町での選別能力は1日40コンテナ程度であること、それから、選別作業が進みまして、10月末現在で約77%まで一時仮置き場の選別が進んでおります。それで、仮置き場に含まれております災害廃棄物の中の土砂等の割合がふえてきていることによって、選別後の可燃性廃棄物の割合が少なくなってきた、こういったことの報告がございます。このため、計画量に比べまして予定量及び実績量が減少しているようでございます。ちなみに、11月末現在の予定で計画量の約6割になってございます。この6割を3月末までとすることで換算しますと、約1,650トン程度になろうかと考えております。

○助役（森田浩） 4点目の、今後の住民等を含めましての情報公開のあり方でございますが、今までも、またこれからも、各種測定結果並びに搬入量等、またいろいろ何か問題がございましたら、柳泉園のホームページ、また周辺自治会での協議、さらに柳泉園の広報等でその都度情報公開はさせていただいております。今後も引き続き、すべての情報についてはそれらをもとにして、市民の方へ公開していきたいと思っております。したがって、特にこの件につきまして、市民の方に集まっていただいて説明会等を開催することは、現在のところでは考えてございません。

○3番（村山順次郎） ありがとうございます。

再質問させていただきますが、アスベストについては現段階でも原因はわからないということですが、これはわからないという結論に達したのか、現在も調査中なのかということだけ、少しすみませんが、教えていただきたいと思えます。

それで、放射性物質濃度の基準についての御検討の状況について御説明がありました。一所懸命聞き取ったつもりなんです、何分少しついていけなかった部分も正直でございますので確認をさせていただきたいんですが、女川町にある選別施設では、遮蔽空間放射線量の測定をコンテナごとに行っていて、その基準は0.01マイクロシーベルト/時、それを超えるものについては搬出をしないという基準を一つ持っているということですね。それをベクレル/キログラムという放射性物質濃度に換算をすると幾つになって、それで、仮に基準を超えたものを搬入したとしても、それが8,000ベクレル、聞き取った限りでは3,500ベクレル/キログラムを超えることは原理的に考えられないということから、現実的に最終的な焼却残渣に含まれる放射性物質濃度の基準ということで言うと、8,000ベクレル/キログラムという基準しか今ないわけですけれども、現実的に搬出する女川町

の基準を換算していくと3,500ベクレル/キログラムの基準が現在でもあると考えられるという受け取り方でいいんでしょうかということを少し確認させていただきたいと思います。

復興後の受入量についてはおおむね6割程度であろうということで了解をいたしました。それで、説明会なんですけれども、今の放射性物質濃度の基準の御説明もそうなんです、よく言われることなんですけれども、安全ということと安心ということの問題ということになるんだと思うんですね。一所懸命僕もいろいろ情報もとって勉強もするんですけれども、こういう理由で安全なんだということと、それを伝えて安心してもらうということは、同じ土俵のものではあるんですけれども、行為としては別なのではないかなと。それで、こういう理由で安全ですということを伝えていくということは、それはそれで必要なことなのか。焼却施設、清掃工場としては問題が起こらない、トラブルが起こらない、想定していた基準を上回らないということは、それはそれでそのために必要な手だてをとっていくということは重要なんですが、万が一の場合、何か起こったとき、今回の件に限らないんですけれども、どういう姿勢で住民の皆さんに対して情報提供し、理解を得ていくのかということが今回の件では特に問われているのではないかなと。そういう意味では今の放射性物質濃度の御説明、僕も一所懸命聞きますが、わかりづらいといえればわかりづらいのかなと思いますので、それをどう伝えていくかということは取り組みとして必要で、中間報告的な説明会はぜひ必要だと思いますが、その安心という観点からもう一度お聞きしたいと思います。

○技術課長（涌井敬太） 23区の清掃工場のアスベストの件でございますが、東京二十三区清掃一部事務組合のホームページに9月26日付の文書で掲載されているものがありまして、「排ガス中のアスベスト検出に伴う今後の対応について（改訂版）」というものがございます。その中に、清掃工場における排ガス中のアスベスト測定の件が書いてありまして、「当面の間、全ての清掃工場において、排ガス中のアスベスト測定を平成24年9月から6か月に1回実施します」としか書いていないんですね。その原因というのは、特にこれが原因だということとはわからない。なので、今後も継続的に測定をしていった中でそういったことが究明できれば、東京都からの御報告はあがるかと思いますが、現段階ではまだこの現状を確認しているという段階のようでございますので明確な回答は得られないと、そういうふうに認識しております。

それから、8,000ベクレルの基準の件でございますが、埋め立ての8,000ベクレル

という基準は、これはいわゆる規制値ではありませんので、一般廃棄物の埋立場に埋め立てをしても作業員、周辺の方に影響を与えることのない濃度が8,000ベクレルでありまして、8,000ベクレルを超えたらどうのということではないんですね。それで、8,000ベクレルを超えますと、国で定めました放射性物質汚染対処特措法の規定に従いまして指定廃棄物ということになりますので、指定廃棄物につきましては現在は一時保管をして、その後、国が適切に処理をすると、法律でそうなっております。ですから、東京以外ですか、福島等の災害廃棄物、それから焼却灰で8,000ベクレルを超えたものにつきましては、それぞれの団体が現在一時保管をして仮置きしているという状況になっているわけですね。それで、国としての処分地なりなんなりを現在探しているんだという報道がありますね。ですから、これは基準値ということではありませんので、一般廃棄物の埋立場に埋め立てをしても影響のない数値というふうに御理解いただきたいと思います。

○助役（森田浩） 市民の方への中間的な報告を含めた説明会はという御質問だったと思いますが、柳泉園におきましては、災害廃棄物受け入れに当たりまして他団体で実施していないような、例えば災害廃棄物受入前の構成3市のごみの放射性物質の測定とか、また、焼却灰及び飛灰の放射性物質濃度測定を月に1回していたものを、より測定を深めるために2回にふやしたとか、いろいろ他団体ではやっていないようなことも実施してございます。そういうことで、非常にできることにつきましてはできる限りのことを実施していると御理解いただきたいと思います。また、万が一、例えばこの受け入れに当たりまして、いろいろ市民の方に説明会の中で御報告、またお約束した件、それを例えば測定数値が超えてしまったとか、いろいろ約束したそれ以上のことが起きてしまったという場合には、それはまたそれなりの対応を図らせていただきますが、現在はあくまでも御説明させていただいた範囲内の数値ですべておさまっておりますので、特に中間的な報告等の説明会は考えておりませんということでございます。

○3番（村山順次郎） すみません、さっき2回目で聞くのを忘れたんですが、表13-2の件なんですけど、これは今回初めてやられたということでデータとして非常に興味深いんですが、やられた意図とこの結果についての所見というものが何かあればお聞きしたいと思います。その上で、女川町の選別施設における遮蔽空間放射線量の基準の受けとめ方、考え方についてお聞きしたつもりだったんですが、8,000ベクレルは規制値、基準値ではないという答えで、換算をするとそれが8,000ベクレルより、より厳しい基準に置きかえて考えることができるので、3市にもそのように説明をし、異議がなかったので、

現段階のところを8,000ベクレルという基準より厳しいものを置く考えがないという最初の御説明だったかなと思うんですけども、それがどういうふうに理解をすればいいのかということで、もう少しかみ砕いて教えていただければということでお聞きをしたので、8,000ベクレルが基準値、規制値ではないということ、実態としてどうなのかということころは少し意見もあるところですが、市民に対してこういう理由で安全ですよ。私も聞かれますし、聞かれたときにどのように、今のような御説明ではぱっとはわからないのかなと思いますので、0.01マイクロシーベルト/時という基準をどう考え、受けとめればいいのか、お聞きをしたいと思います。

説明会については、非常に残念というか、非常に関心のあることでして、私もよく問い合わせを受けますが、もちろん処理を進めるべきだという御意見もいただきますし、瓦れきの受け入れはするべきではないという御意見もいただくところでもあります。どういう形で受け入れていて、現段階のところ、データを見る限り事なきを得ているということだと思うんですけども、こういうことでやっておりますということは説明をされて、関心のある方とやりとりをされるという場を持たれるべきだと思いますので、要望したいと思います。

○技術課長（涌井敬太） 行政報告15ページの表13-2の件でございますが、これにつきましては、受け入れる前、いろいろ説明会をやっている段階等で住民の皆さんの不安というのが多くありました。そうすると、柳泉園組合の現在、焼却しているごみの中にどの程度の放射性物質が入っているかを、まず現状を確認する必要があるだろうと。それで、その現状に対して女川町の廃棄物の現状がどうであるかと。その廃棄物を柳泉園組合は受け入れた後、どのように変わるのかといったものがやはりデータとしてきちんととっておかないと、かもしれないでは説明できませんので、今回、受入前、受入後ということで測定、それから、女川町の廃棄物そのものもはかりましたが、そういったものを3つはかりました。その結果、全く問題ないというデータとして結果が出されているわけですね。

それから、基準の考えの件でございますが、議員のおっしゃったとおりでございます。女川町での搬出をする際、遮蔽線量率で0.01マイクロシーベルト/時を超えなければ、どう考えても柳泉園組合で焼却した後の飛灰、飛灰のほうが濃度が高くなりますので、飛灰の濃度が3,500を超えることはあり得ないと。現在ですと大体600程度ですから、女川町の廃棄物を受け入れた後でも600か700程度ですから、仮にそれが3.3倍になって、700の3倍になっても2,100ですから、通常、今の状況でしたら2,500程

度にしかならないでしょう、恐らく。ですから、間違いなく安全でありますよということがここで検証される。それと、女川町での搬出の段階で測定したものであればそこから出さないわけですから、運搬もしませんし、当然処理もしないわけですね。ですから、そちらの基準のほうが安全で、かつ合理的、確実であると認識をしているところでございます。そういうふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（遠藤源太郎） 3番目は御意見よろしいですか。

○3番（村山順次郎） 説明会は要望して。

○議長（遠藤源太郎） 要望でいいですね。

それでは、全部答弁は終わっていますけど、いいですか。

○3番（村山順次郎） はい。

○議長（遠藤源太郎） それでは、ほかに質問ありますか。

○8番（石川秀樹） 先ほどの村山議員の質問の関連質疑になりますが、2点ほどお伺いします。

まず、今、御議論のありました8,000ベクレルの部分につきましての技術課長の最初の御答弁はやはりなかなかすぐは理解できませんので、お手数ですが、何らかの文書でまとめていただいて、後日で構いませんので御提出いただければと思いますが、これは議長のほうでお取り計らいをお願いいたします。

もう一度、すみません、結論の部分、要するにのところいいんですが、その基準でいろいろ考えますと、最大でも1キロ当たり3,500ベクレルと推定される範囲の中であれば、わざわざ8,000ベクレル以外の基準を設ける必要はなく、安心であるという意味なのかどうか、もう一度御答弁いただきたいと思います。

それから、2点目の部分です。今後の受入量の見込みにつきまして、送り出すほうの1日の上限が40コンテナということで、そういうことがありまして柳泉園組合の計画量には達していないということです。もう一度お伺いしますが、女川町の作業のほうはどうなんでしょう、手間取っているとか、あるいは技術的な問題が起こっているのか。あるいは先ほどは77%が選別が進んでいるという御答弁がありましたので、女川町のほうは順調なのかどうか、少しまだ理解できていないところがありますので、お伺いします。

それで、この点に関して来年の3月の末までに、今後女川町での処理が順調に進んで、これから受け入れがふえてくるのかどうか、あるいは今のペースですずっと行くのかどうか、確認になりますが、御答弁いただければと思います。

○技術課長（涌井敬太） 先ほどの私の答弁でございますが、要約すると今議員のおっしゃったとおりでございます。

それから、女川町の関係でございますが、10月末現在で約77%まで処理が進んでいるということ、これは東京都からの御報告ですが、これにつきましては来年の3月末までにすべて処理は終えて、当初計画よりも1年ほど早く処理が終わって復興が進むと、大変感謝されていると東京都からの御報告がございました。それで、女川町での選別処理等につきましては全く問題は発生していないということでございます。

○議長（遠藤源太郎） それでは、先ほど石川議員からありました先ほどの技術課長の答弁で長い部分がありましたけれども、要約したものを文書で後日いただくことにいたしますので、そのようにさせていただきたいと思います。皆さんにもそのように御了解いただきたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） ほかにございますか。

○6番（安斉慎一郎） いつも質疑しているかもしれませんが、3ページ、今回総量で979トン、約5.5%の減少ということなんですが、1点だけ粗大ごみの搬入状況だけが1トンふえているということで、その他については皆減になっているんですが、この減の理由、減になったということはそれぞれの努力、市民の努力も反映しているのかなと思うし、その他の要因もあるかと思うんですが、どんなふうに見ていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

それから、1ページの2,760トン以内で25円/キログラムということで、これは補正予算で審議したことがありますので、少しきょうは持ってきていないので大変恐縮ですけれども、たしか実際にこれを処理する費用と、それからこの契約の金額ですね、柳泉園組合に入ってくる金額でお金が余ると。それで、余ったお金については財政調整基金だったかな、何かに積んで、それで施設の補修などに使っていくんだという御説明だったと思うんですが、この間、復興財源を全然復興やら被災者支援に関係ないことに使っているということが大分一般新聞、テレビ等でも問題になっていると思うんですが、これは女川町の災害廃棄物を処理するために柳泉園が力を尽くすということで協力して喜ばれているという御報告ですけれども、その際、お金の関係が、私はこれはけしからんと言っているのではないんですけども、どこの処理工場もこういうことになってしまうだろうと、今のやり方でやったらですね。ただ、これは国から女川町にお金が来て、それが柳泉園に来

ると前に御説明があって記憶しているんですが、いずれにしてもこういうお金の流れのやり方について、やはり少なくとも災害復興支援としてやるわけですから、実費相当でいいということの声を上げる必要があるのではないかと思うんですけれども、その辺の御見解を伺います。まあ法律その他で決まっていることもあろうかと思しますので、全部ひっくり返すというわけにいかないかもしれないけれども、でも少し変だなと思しますので、御見解を伺いたいと思います。

それから、いつも聞いている入札の関係なんですけど、行政報告資料のところですと私なりに落札率を計算してみました。それで、リサイクルセンター定期点検整備補修が91%、その次、し尿処理施設脱臭塔活性炭交換が93%、それからクリーンポート定期点検整備補修が99%、それからリサイクルセンターびん系列補修が99%、粗大ごみ処理施設破砕機補修が93%、それからクリーンポート電気・計装設備点検整備補修が97%ということで、1つは私が今読み上げた、若干小数点は繰り上げておりますけれども、数値に間違いがないかどうかということと、それからもう1つは、このような落札率であるわけですが、随意契約の場合と入札の場合とがあって、若干入札が行われたほうが低い結果になっているんですけど、それにしても90%台に全部入っているということで大分高いなと思いますが、その辺の競争性についてはどうなんでしょうか。それをどのように考えていらっしゃるか。

それから、随意契約の場合、その手順がどうなっているのかよくわからないんですが、随意契約の場合に、私なんかは全然そういう契約の場面に携わっていないのでわからないので伺いたいと思うんですが、これはなぜ100%になっていないのかと。変な質問ですけど、こちらに蓄積があって、こちらの蓄積と照らしてみた場合に若干差が出ているということで99%になったり93%になったりしているのかなと思うんですが、随意契約の場合の手順、その辺も少し教えていただきたいと思えます。

○資源推進課長（佐藤元昭） ごみの搬入量の増減についてですけども、議員がおっしゃるとおり、市民の方の分別への協力と、あと、景気の低迷というものが考えられるのではないかと思います。それで、唯一ふえました粗大ごみ処理施設ですけども、これはわずか1トンですので、各市それぞれ柳泉園に搬入する前に選別してリサイクルしている経緯がございます。ごみの質によってもやはりリサイクルできるもの、できないものの割合が変化してくると思います。その辺でたまたま粗大ごみ処理施設については1トン増加したのではないかと思います。

○総務課長（新井謙二） まず、災害廃棄物受け入れにかかわる処理単価でございますが、こちらにおきましては1キログラム当たり25円という処理単価をいただいているところでございますが、現在柳泉園組合で処理する処理単価につきましては3万8,000円という処理単価でいただいております。このうち、約2万5,000円分が中間処理施設柳泉園で処理する単価でございます、残りの1万3,000円につきましては広域組合に支払う分でございます。

それから、今、災害廃棄物の受け入れ処理単価、1トン当たり2万5,000円、それから柳泉園組合が中間処理として処理単価としては2万5,000円、たまたま一緒になってございますが、この受入単価におきましては、受け入れを予定していました7施設のごみ処理手数料条例の最低金額ということで決まったものでございます。

そういうことでございますので、柳泉園がこの災害廃棄物を受け入れたことによってもうけるとか、そういったことではございません。現在の一般の方が柳泉園に持ち込まれた場合についてはトン当たり3万8,000円、そのうち柳泉園で処理する単価については2万5,000円ということでございます。

それから、随意契約の手順でございますが、こちらにおきましてはすべて一社による特命の随意契約でございます。この方法といたしましては、まず前年度において予算が当然決まりますので、その中で仕様書等が決まります。それで、契約する前におきましては、一社特命でございますので、その業者においてある程度交渉をし、その結果こういった形で99%とか、こういった形になりまして、できる限り落札率が100%にならない形で事前に交渉して契約をしているということであります。

○議長（遠藤源太郎） 安斉議員、答弁が3つ終わったと思います。

○6番（安斉慎一郎） 搬入量の減の理由について、景気の低迷ということもあるということで、市民の皆さんの協力とですね。確かに私の知っているお店もこの間閉めてしまった店が何軒かあるという状況で、本当に深刻だなと思っていますので、普通の生活をしていてごみを減らそうという努力をしている中で、景気が悪くなってごみも減ってしまうということは、やはりこれは深刻なんだろうなと思います。どうしてもごみが出るというのは必要な生活の中で出てくるのが多いんだろうと思うんですけども、そういうことでわかりました。

それから、今の契約の単価の関係で、たまたま柳泉園の2万5,000円と一致したということではありますけれども、たしか7施設の手数料条例でやっているということなんで

すけれども、女川町から入ってくるお金と実際にかかるお金とは差があって、積み立てるという御説明がありましたよね、前の定例会で。そのことについて私は少し不思議だなとも思うので、実費にしたらどうかと思っているのですが、そういう意見を申し上げたんですけど、これはそういう話し合いをしたりということはできないんですか。7施設の管理者同士の話し合いとか、あるいは東京都との話し合いとかって。そういう中で、国から来るお金なんだから、国に持っていったら今度はまた別なものに使うというんじゃないでしょうか。少なくとも被災者支援とか復興に役立つようにこれをもう少し制度を変えることはできないかという検討はできないのでしょうか。まあ、決まっていることだから、市民から集める廃棄物と同じやり方でやるんだということだと少し違うのではないかなとも思うんですけど。

それから、契約の関係は一応わかりました。なるべく100%にならないようにしているということなので、その辺のやり方の細かなところは議会でこうやって聞いても少しわからないので、できるだけ競争の確保のできるほうに持っていけるように、一つ一つ聞けばこれは何年間にわたってずっと随意契約なのかとか、技術の発達はないのかとかいろいろ聞きたくなるんですけども、御説明で一応わかりました。検討できないのかということだけ御答弁願います。

○議長（遠藤源太郎） では、1点だけ。

○助役（森田浩） 受入単価につきましては、現在、キロ25円で受け入れております。柳泉園が一般の受け入れをする場合には38円かかるということは、その差というのは埋め立ての費用がかかりますから、その38円でなっているわけです。それで、その埋立費を除くと、一般のごみの処理料がたまたまキロ25円になると。それで、災害ごみで決まりました25円と単価につきましてはたまたま一致としたと。そういうふうな形で経過があります。ただ、補正予算のときに御答弁させていただきましたのは、災害ごみを処理するに当たりまして、大体予定としまして25円掛ける何トンでこのくらいの歳入が見込めますと。したがって、本来、その歳入に見合った同じ歳出が、補正予算の中に歳出として計上されていけばいいんですけども、ただ歳入に見合った分だけ必要ないと。ということは、今ある予算の中で少ない量ですからそんなに影響される量ではありませんから、災害ごみの量につきましては全体の中で比重が非常に少ないものですから、今まであるいろいろな経費の中で、例えば薬品とかそういう経費は、今まで一般の処理をするための予算の範囲内でたまたま処理ができてしまうので差ができてしまうということで、その分に

つきましては柳泉園としましては基金に積み立てをさせていただいて、今後の整備に役立てていきたいという説明をさせていただいたところでございますので、単価がどうのこうのという、原因はそこにありますけども、大もとのところではそういう考え方でやらせていただきたいということでございます。

○議長（遠藤源太郎） よろしいですか。ありますか。

○6番（安齊慎一郎） 今の御答弁でわかったんですが、予算上は余るような形になって出てしまうけれども、日常的に処理しているものの中にかかっている費用で実際細かく計算すれば、それに相当する歳出はあるんだという御説明ですね。ただ、それを総量の中で賄っているの、あそこの予算書の中ではあんなふうにまるで余ったかのように見えているんだという御説明ですね。わかりました。そんな疑問を私どもに届けてきている市民もありますので、きちんと説明できるかなと。これでわかりました。ありがとうございました。

○2番（梶井琢太） 災害廃棄物の件なんですけど、安全性につきましてはこれまでの議論でおおむね現行の基準に照らしていえば安全であるということだと思んですが、念のため柳泉園組合側の公式などいいますか、各種データが出ておりますので、これらを総合した安全性に関する見解を伺っておきたいと思えます。それにあわせて市民の皆さんへのデータの公表等についてはホームページで行っているし、これからも随時掲載していくとのことなんですけど、やはりこの資料を見てもなかなかわかりにくいといえますか、分析が難しい部分もありますので、掲載する際には説明といえますか、そのデータの説明と見解をやはり一定掲載するべきなのではないかなと思えますが、それについての御答弁をお願いします。

あと、もう1点は、これも念のためなんですけど、前議会では、3月以降の女川町以外も含めた受け入れについては今のところ被災地からは依頼はないし、女川町以外のところの災害ごみを柳泉園で焼却する計画はないということでしたが、さきに東京都からも、これからも被災地の廃棄物については受け入れを続けていくといえますか、増加していくという報道も一部あったように記憶がございますので、念のために現時点での柳泉園組合としての災害互れきの廃棄物の受け入れについて状況を伺えればと思えます。

それで、これに関しても、仮に女川町以外の被災地の廃棄物についても受け入れるということになった場合の必要な手続といえますか、プロセスについて教えていただければと思えます。

○技術課長（涌井敬太） 質問の趣旨が非常に難しく、どうお答えをしていいのか、非常に迷うところなんです。一番最初の安全性の確認ということでよろしいでしょうか。基本的には女川町の災害廃棄物は9月10日から受け入れることにしておりまして、9月10日以前のデータと9月10日以降のデータを比べたときに、減ることはないでしょうが、放射性物質濃度が仮にふえているとした場合には、何らかの影響が出ているんだろとうなるわけですね。ただ、現在まだデータが少ないものですから、絶対というのはこの場では今言い切れないんですが、焼却残渣と飛灰の放射性物質濃度につきまして月2回の測定を10月から行っておりまして、今回の行政報告の12ページの表11-1の10月4日の分しか記載されておりませんが、2回目を10月26日の日にサンプルをとっています。その結果が実はきのう正式に報告書が参りまして、その結果から見ますと、今この10月4日の焼却灰（主灰）は150ベクレルとなっておりますが、26日は147ベクレル、飛灰につきましては725ベクレルとなっておりますが、10月26日の測定結果では600ベクレルとなっております。

それから、多摩地域の他の団体の10月分の焼却残渣と飛灰の測定結果を見ますと、9月に比べて10月のほうが災害廃棄物を受け入れているか受け入れていないかにかかわらず、ほとんどすべての団体が上がっております。柳泉園組合も同様に9月のデータよりも10月のデータのほうが上がっているという状況になりますので、女川町の災害廃棄物を受け入れたことによる影響は現段階ではないと判断できる。まだ少しデータが1カ月、2カ月ですので、今の段階ではそのように判断されます。

それからもう一つ、15ページの表13-2に可燃ごみの放射性物質濃度測定結果が記載されておりますが、これも受入後のものも実施しております。これが10月18日にサンプルをしていまして、この18日の週は10月15日（月曜日）から10月19日（金曜日）まで、柳泉園組合が計画している最大量1日5台の搬入があった週でございます。その週の木曜日、18日の日にピットのごみを取りまして、放射性物質濃度の測定をいたしました。実は同じようにきのう正式に報告書が参りまして、その結果がこの換算値の合計のところでございますが、9月10日では32ベクレルとなっておりますが、10月18日の結果では29ベクレルとなっております。この結果からしても、女川町の災害廃棄物を1日5台受けても影響は全くないと、今の段階ではそういうふうには言えると思います。

○管理者（馬場一彦） 今、担当の技術課長から、いわゆるデータの的に御答弁させていた

だきましたが、先ほど御質問の中で安全宣言といいますが、この間の総合的な見解という形で申し上げることはできないかということだったのですが、現時点でこれはまだ継続しておりますから、特に安全宣言とかそういうことではなくて、この間、女川町の廃棄物を受けるに当たっては現地での取り組み状況、いわゆる放射性物質等の状況が大丈夫であるということを確認し、その確認を検証して議会、また周辺住民の方にもお願いをし、受け入れております。それで、受け入れた結果として、この間お示ししているような数値がありますので、基本的に現段階で今までの状況としては安全にといいますか、問題なく処理をできている状況であるということで、この間の御報告をさせていただくと。

それで、今後もこういったデータ、またはもしお問い合わせがあるようでしたら、そういったお問い合わせに対してお答えさせていただくことによって、今受け入れている災害廃棄物、また、今後受け入れる廃棄物の状況等もお知らせすることによって、大丈夫であるということを確認していただく、そういった情報提供は今後とも引き続き行ってきたいと。それで結果として、今年度いっぱいまで廃棄物を受け入れるということにしておりますので、それについてはその間大丈夫な状況であれば基本的には柳泉園として燃やす。ただ、もし何らかのアクシデントまたは数値が、そういったことは想定はしにくいんですけども、万が一そういったアクシデントがあれば、それは当然それに対して適切に対処しなければなりませんので、日々しっかりと安全状況を確認しながら適切に処理していくことによって、またそれをお知らせすることによって、その段階での安全性というものをお示ししていきたいと考えてございます。

○助役（森田浩） 3月以降はどうなんですかということなんですけども、現在受け入れをさせていただいております女川町のごみを受け入れるに当たりまして、市民をはじめといたしまして、御説明の中で3月31日まで受け入れさせていただきたいということで御説明を差し上げ、いろいろ御意見はありましたけども、一応御理解いただいたということで契約をさせていただいておりますから、現段階におきましては柳泉園といたしましては3月31日までのごみの受け入れということで認識しております。それ以降につきましては受け入れは行わないという考え方を持っています。ただし、今後東京都並びに三多摩のほうで、いろいろ違う意味で受け入れのお話があれば、それはそのときに、今回女川町のごみを受け入れたような同様の方法をとるのか、いろいろな方法があると思いますが、その辺は皆様方の御理解をいただいて、それと、受け入れるか受け入れないかの判断については、今まで行ったようなことを実施いたしました中での判断になろうかと思えます。そ

れはまた3市ともまたいろいろ協議をさせていただいたり、東京都と協議をさせていただいて、最終的には市民の方々の合意をいただくということが前提になろうかと思っております。

○議長（遠藤源太郎） よろしいですか。

○2番（梶井琢太） はい。

○議長（遠藤源太郎） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） それでは、ないようですので、以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

○議長（遠藤源太郎） 「日程第5、議案第10号、柳泉園組合一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第10号、柳泉園組合一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、柳泉園組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を条例で定める必要があり、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） では、補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

それでは、議案第10号の2枚目でございます。条例案をごらんください。

第1条及び第2条中の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項ですが、技術管理者の資格基準は環境省令で定めておりますが、同法の一部改正により、その資格基準は、一般廃棄物処理施設を設置する市町村または、共同で設置している場合は、当該一部事務組合が条例で定めることとなりました。本条例の第2条第1項の第1号から4号に規定する資格基準は、環境省令で定めている資格基準の規定、そのものを制定するものでございます。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の改正規定の施行日は本年4月1日ですが、施行日から起算して1年を超えない期間内において条例が制定施行されるまでの間は、環境省令で定める資格を当該条例で定める資格とみなすとする経過措置が設けられており、本条例の施行日は公布の日から施行するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（遠藤源太郎） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑をお受けいたします。

○7番（中村清治） この条例が定められるということで、柳泉園組合の現体制はどのようになっているのかをお伺いします。

○総務課長（新井謙二） 現体制でございますが、まず、ごみ関係の技術管理者が1名、し尿関係も1名、技術管理者を選任しております。

○7番（中村清治） そうしますと、この改正される法令の中で、技術者がいないことになるということはあるんですか。

○総務課長（新井謙二） 今回の改正の前に、まず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第21条の規定においては、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設においては技術管理者を選任しなければならないという規定になっておりまして、現在におきましては、先ほど申したように、ごみ関係で1名、し尿関係で1名、それぞれ選任しているものでございまして、今回の法律改正におきましては資格基準そのものが変わったわけではなくて、今まで廃掃法の中で規定したものをそれぞれ設置する市町村または一部事務組合で条例委任しなさいよという改正でございますので、資格基準そのものが変わったわけではございません。

○議長（遠藤源太郎） よろしいですね。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） それでは、ないようですので、以上をもって議案第10号、柳泉園組合一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例の質疑を終結いたします。

これより議案第10号、柳泉園組合一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第10号、柳泉園組合一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第10号、柳泉園組合一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（遠藤源太郎） 「日程第6、議案第11号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第11号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入、歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額31億7,319万9,000円に対し、歳入、歳出それぞれ8,860万5,000円を追加し、予算の総額を32億6,180万4,000円とさせていただくため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） それでは、補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成23年度決算審査が終了し、繰越金が確定したことにより調整させていただく内容でございます。

補正予算書の2ページ、3ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正でございます。

歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ記載する金額の調整をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金は、8,860万5,000円の

増額でございます。この理由といたしましては、歳入の増及び歳出の不用額によるものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費、節25積立金は、説明欄記載の施設整備基金積立金5,000万円の増額でございます。この基金への積み立てに関しましては、地方財政法第7条に規定する決算剰余金の処分に準じ、当該剰余金のうち5,000万円を積み立てるものでございます。これによりまして、施設整備基金の年度末残高は4億8,992万5,000円の見込みでございます。

次に、款5予備費の3,860万5,000円の増額は、本補正に伴う調整分でございます。補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第11号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の質疑を終結いたします。

これより議案第11号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第11号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第11号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（遠藤源太郎） 「日程第7、議案第12号、平成23年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第12号、平成23年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成24年10月12日から22日までの間において、現王園代表監査委員

及び議会選出の石川監査委員により、平成23年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をしていただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

平成23年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをごらんください。

歳入予算現額32億7,857万7,000円、歳入決算額33億2,845万5,944円、歳出予算現額32億7,857万7,000円、歳出決算額28億6,084万5,284円、歳入歳出差引残額4億6,760万5,310円となり、同額が翌年度への繰り越しとなります。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。歳入についてでございます。

主な歳入について御説明させていただきます。

款1分担金及び負担金は、収入済額19億6,253万4,000円で、歳入決算額に占める割合は59%でございます。関係市の負担金につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、収入済額6,521万2,250円で、節1野球場使用料から節6テニスコート使用料までの各施設の使用料は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、収入済額4億7,347万9,110円で、歳入決算額に占める割合は14.2%でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

款4繰越金の収入済額5億342万896円は、平成22年度からの繰越金で、歳入決算額に占める割合は15.1%でございます。

次に、款5諸収入、項2雑入の収入済額3億542万8,237円で、主な雑入の収入済額は、節1資源回収物売払の1億9,987万5,322円で、その内容でございますが、アルミ缶プレス、スチール缶プレス、ペットボトル、古紙・布類及び生びんの売払で、備考欄に記載のとおりでございます。

節2回収鉄等売払の収入済額は1,746万6,574円で、その内容でございますが、粗

大ごみ処理施設の磁選機及び手選別などにより回収された鉄や施設の補修により発生した鉄類の廃材の売り払いでございます。

節3 電力売払の収入済額は7,414万3,974円で、クリーンポートで発電した電力の余剰分の売り払いでございます。

節7 その他雑入の収入済額は1,102万4,640円で、その内容は備考欄に記載のとおりで、主なものはペットボトル有償入札拠出金の993万6,417円で、これは指定法人ルートで処理したペットボトル約229トンに対する財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金でございます。

なお、節1 資源回収物売払には、平成20年度の2カ月分のアルミ缶プレス売払代金の未納額956万6,458円につきましては収入未済額となっております。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

項3 受託事業収入の収入済額1,683万4,440円は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱の規定に基づき、東村山市より344トンの可燃ごみを受け入れた受託料でございます。

次に、款6 国庫支出金の収入済額47万5,650円は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金で、これは本年1月に放射性物質汚染対処特措法が施行され、1月から3月までに行った焼却灰、飛灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定費に対する補助金でございます。

歳入関係については以上でございます。

続きまして、歳出についてでございます。12、13ページをごらんください。

主な歳出について御説明させていただきます。

まず、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 人件費の支出済額は1億3,733万4,333円で、主な不用額は、給与改定及び地域手当の支給率の引き下げによるものでございます。

なお、節1 報酬の備考欄記載の給料からの流用は、嘱託員3名の勤務時間が当初予定より増となったことによるものでございます。

続きまして、14、15ページをごらんください。

目2 総務管理費の支出済額は1億4,336万3,678円で、主な不用額は節13 委託料の一般廃棄物処理基本計画策定業務委託などの契約差金でございます。

なお、節9 旅費の備考欄記載の需用費からの流用は、職員1名が女川町の選別施設へ視察したことにより、その旅費の不足分でございます。

また、節13委託料の備考欄記載の需用費からの流用は組合報配布業務委託で、新聞折り込みの単価がアップしたことにより不足が生じたためでございます。

続きまして、16、17ページをごらんください。

目3施設管理費の支出済額は4,889万3,657円で、主な不用額は節13委託料の電波障害対策業務委託で、当初予定の対策件数を下回ったことによるものでございます。

なお、節11需用費の備考欄記載の予備費の充用は、管理棟、工場棟のスケジュール管理や火災報知機等の制御システムが故障したことにより、その補修費として修繕料（一般）に充当したものでございます。

続きまして、18、19ページをごらんください。

目4厚生施設管理費の支出済額は1億2,379万7,311円で、主な不用額は節11需用費の光熱水費で、東日本大震災の影響による厚生施設の営業時間を短縮したことにより電気代及び上下水道代の減、また節13委託料の厚生施設管理業務委託の契約差金でございます。

なお、節12役務費の備考欄記載の需用費からの流用は、手数料の家電リサイクル料に不足が生じたためでございます。

続きまして、20ページ、21ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項ごみ処理費、目1人件費の支出済額は2億6,577万1,908円で、主な不用額は給与改定及び地域手当支給率の引き下げによるものでございます。

次に、目2ごみ管理費の支出済額は7億6,357万7,603円で、歳出決算額に占める割合は26.7%でございます。主な不用額は節11需用費で、その内訳は、備考欄記載の消耗品費のうち、薬品代の契約差金、燃料費のうち、焼却炉の立ち上げ、立ち下げ時に補助燃料として使用する都市ガスの使用量が当初計画より減となったため。それから、23ページをごらんください。上段の備考欄でございます。光熱水費のうち、購入電力の入札を行い、基本料金が当初計画より減となり、さらに効率的な可燃ごみ処理を行い、発電したことによる電気代の減、修繕料（定期点検）の契約差金でございます。また、節13委託料の不用額は各業務委託の契約差金でございます。

なお、節13委託料の備考欄記載の予備費充用は、当初、計画をしていなかった放射能関係の測定業務を行うため、新たに各種の委託事業に充当したものでございます。また、節18備品購入費の備考欄記載の予備費充用は、空間線量計の購入費に充当したものでございます、

次に、目3不燃ごみ等管理費の支出済額は1億7,178万8,108円で、主な不用額でございますが、24、25ページをごらんください。節11需用費で、備考欄記載の修繕料の一般及び定期点検の契約差金でございます。また、節13委託料の不燃物再利用委託で、固形燃料化の実績量が当初計画量を下回ったことによるものでございます。

次に、目4資源管理費の支出済額は1億2,322万9,183円で、主な不用額は節11需用費で、その内訳は、備考欄記載の光熱水費の電気代、修繕料の一般及び定期点検の契約差金によるものでございます。また、節13委託料で、リサイクルセンターびん類の運搬業務委託などの契約差金でございます。

続きまして、26、27ページをごらんください。

目5し尿管理費の支出済額は4,509万9,709円で、主な不用額は節11需用費で、その内訳は、備考欄記載の光熱水費のうち下水道代で、下水道使用量の実績量が当初計画量を下回ったことによるものでございます。

次に、款4公債費の支出済額は10億3,393万2,569円で、歳出決算額に占める割合は、36.1%でございます。

なお、平成23年度末現在の未償還元金は33億349万1,896円でございます。

次に、款5予備費は、予算現額3億301万5,000円と同額が不用額となり、全額平成24年度に繰り越しております。この予備費には、関係市の負担金から差し引きする私車処分費として1億6,708万3,000円が含まれております。

歳出関係は以上でございます。

次に、30ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。表に記載のとおりでございます。

次に、31ページをごらんください。財産に関する調書でございます。

33ページから35ページにかけて公有財産の土地及び建物で、年度内の増減はございません。

続きまして、36ページから45ページにかけて公有財産の工作物で、年度内の増減はございません。

次に、46ページをごらんください。公有財産の1点30万円以上の物品で、年度内の増減はございません。

続きまして、47ページをごらんください。基金でございます。

各基金の前年度末現在高、決算年度中の増減額及び決算年度末残高は表に記載のとおり

でございます。

続きまして、49ページをごらんください。歳入歳出決算参考資料でございます。

参考資料は、50ページから58ページにかけてまとめたものでございます。御参照いただければと思います。

なお、平成23年度における主要な施策の成果につきましては、「平成23年度事務報告書」として別にまとめてございます。あわせて御参照いただければと思います。

決算に関する補足説明は以上でございます。

○議長（遠藤源太郎） ありがとうございます。

以上で提案理由の説明は終わりました。本日、現王園代表監査委員が出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

○代表監査委員（現王園成夫） 監査委員の現王園でございます。

平成23年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の石川監査委員と私は、例月出納検査を都合5回、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、平成23年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ、調書、帳簿とも完全に整備されており、平成23年度の決算は正確であることを証明いたします。

平成24年11月28日、柳泉園組合監査委員、現王園成夫、同じく石川秀樹でございます。

なお、審査の意見書につきましては、既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（遠藤源太郎） ありがとうございます。

なお、現王園代表監査委員に対する質疑は省略させていただきます。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

ここで、現王園代表監査委員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○代表監査委員（現王園成夫） 議長より発言の許可をお許しいただきまして、ありがとうございます。私は、平成12年11月29日に選任されて以来、3期12年にわたり柳泉園組合代表監査委員としてその職責を果たしてまいりましたが、このたび3期目の任期

満了を迎えましたことから、本日をもちまして監査委員としての職を退任させていただくことになりました。

管理者をはじめ、組合議会の皆様方におかれましては、日ごろより監査に対する御理解と御協力をいただきましたことにはお礼を申し上げます。職員の方には、各部署における職責が適正に果たされていることには感謝いたします。また、御迷惑をかけた点もあったかもしれませんが、お世話になりましたことを御礼申し上げます。これからは一市民として、今後の柳泉園組合や皆様方の御健勝と御活躍を祈念いたしております。

簡単ではございますが、退任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（遠藤源太郎） どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

それでは、質疑の途中でございますけれども、ここで昼食休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時49分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（遠藤源太郎） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第12号、平成23年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する質疑をお受けいたします。ございますでしょうか。

○1番（細谷祥子） それでは、2点お伺いしたいんですが、1つは、弁護士の顧問料とありますが、これを実際にはどのようにされているのか。それについてお伺いしたいのと、もう1つ、厚生施設の収支のところに計上されていない部分がありまして、例えば厚生施設の中に1階に食堂がございますよね。あれの位置づけがどのようになっているのかというのが今まで示されていないので、予算上も含めてどのようにされているのか、事業者が入っていらっしゃるのであれば、その辺の委託の仕方等についてもお伺いしたいと思います。同様に、トレーニングルームなどについてもどういう形で計上されているのか、お伺いしたいと思います。

以上2点でございます。

○総務課長（新井謙二） 顧問弁護士の件でございますが、こちらにおきましては毎月3万1,500円という形で支払いをしてございます。委託契約を結んでおります。内容につきましては、特に毎月何か相談をすることではなく、緊急時、そういったことについて相

談があった場合について相談を受けているところでございます。

○施設管理課長（中村清） プール施設にございます1階の食堂の件でございますけども、その賃貸料は幾らかということで、施設使用料ということで毎月5万円をいただいていることになっております。それから、トレーニングルームですけども、これはいろんな機械が、ルームランナーとかロードランナーとか、あと、エアロバイクとかいろいろ入ってはございますけども、それに関しましては5年のリース契約を結んで設置しているところでございます。

○1番（細谷祥子） 顧問弁護士については、毎月の委託で相談のあるときはさせていただくという形をとっていらっしゃるんですが、これはほかの例えば組合等でも同じような形でやはり顧問契約を結んでいらっしゃるのかということをお伺いしたいと思うんですね。それともう1つは、単独で例えばその事例に対してお願いするというよりも、こういった形で顧問弁護士と契約するほうが、仕事の内容としていろいろスムーズであるとか、何かそういう形があるのかどうか。あるいは、こういう形態の中ではそういう形が一番いいという形で今そうされているのかということについてもお伺いしたいと思います。

また、食堂についてですけれども、5万円で御契約ということですが、それは委託としてやりとりがあるんですか。少しその辺が明確でないので、その辺がいつからどういう形でそうされているのかわからないので、本当に職員の厚生施設なのかなと思ったら、そうではなくてちゃんと外の人の受け入れもしていらっしゃるということなので、その辺ももう少し詳しくお伺いしたいです。

○助役（森田浩） 1点目の弁護士の関係でございますが、今までの経過がございまして、柳泉園の場合は以前かなり裁判がございまして、クリーンポートの建設等に関しまして。それで、非常に弁護士に依頼する件が多かったということで、そのまま事例がなくても1カ月幾らという形で契約してございますが、最近はほとんど弁護士に相談することも少なくなりましたものですから、事例があった場合のみ弁護士にお願いするということに変更していくよということでいろいろ協議は、中では調整をさせていただいていますが、今少しそこまで至っておりませんが、今後はなるべく早い時期になるべく効率的な弁護士の活用ということで、その辺は調整は検討、内部調整はしていきたいと思っております。ただ、他市の事例は少し今、申しわけございませんが、承知してございません。

○施設管理課長（中村清） 厚生施設の食堂に関しましては、厚生施設委託契約の中の仕様書の中にそれを含んでおりまして、毎月5万円いただいておりますけども、それを管理

してございます。それで、その中でも光熱費におきましてはその都度請求に至っております。

○1番（細谷祥子）　そういう中身のことでなくて、委託に至った経緯と、それと、今、市などでも例えばいろいろ委託がございますけれども、契約の見直しとかいろいろは事例によっては5年とか3年とかとなっておりますけれども、その辺も含めてああいう施設があることは利用されることにとってとても便利だし、いいことなんですけれども、その辺の管理というのがどういう形でされているのか、少しお伺いいたしたいと思います。

○施設管理課長（中村清）　委託の管理と申しましょうか、内訳でよろしいのでしょうか。厚生施設のグランドパークの例の建物の中、プール施設、あと浴場施設。プール施設におきましては、監視員が安全管理を行っているところでございます。それから、浴場におきましては、現在は受付業務といたしましては臨時職員の方が担当しているところでございます。あと、そのほかに野球場とテニスコートですね。施設管理ということで、それも委託の業務の内容でございます。あと、運営するにおきましては、機械室、プールと浴場等の裏方に機械室があるんですけども、その運転も委託業務の中に入っているところでございます。

○議長（遠藤源太郎）　少し今わかりづらかったですか。今の答弁で4回目になるんですけども、どうですか、わかりましたか。もう少し要約して、何か少し合っていなかったみたいな気がするんです。答弁が合っていなかったような気が。

暫時休憩とします。

午後 1時08分 休憩

---

午後 1時11分 再開

○議長（遠藤源太郎）　それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

○施設管理課長（中村清）　すみません。少し勘違いしておりましたので、申しわけございません。今の5万円という件ですけども、施設管理使用料という名目で持ちまして、7ページの中段少し下のほうになりますけども、行政財産使用料という項目がございますけども、この103万8,500円の中に含まれているものでございまして、毎月5万円いただいております、合計60万円。先ほど申しましたけども、委託契約の中、委託を現在結んでおりますけども、入札におきましては最大3年の随意契約、もし仕様変更となった場合はその都度入札をかけております。食堂も当然必要ですから、その仕様の中に5万円

をいただきたいと。これは条例規則の中で5万円とうたっていますので、適正に行っていると考えているところでございますけども、よろしいでしょうか。

○助役（森田浩） 少し補足で。すみません、まず、基本となるべき契約の関係でございますが、契約の関係はあそこの厚生施設全体を一つの項目として委託しております。ですから、あそこを個別に委託しているわけではございません。厚生施設全体の管理運営委託の中の一環として同じ業者に委託をしていると。それで、3年ごとに委託契約でやらせていただいていると。それから、そのほかに使用料といたしまして、先ほど課長からも話がありました財産使用料の規則に基づきまして、何平米幾らということで規定がございますから、それに基づきまして算定した金額をいただいていると。それから、そのほかに光熱水費につきましては、実際にお使いになった電気料なら電気料を、個別に計測器がついておりますから、それは雑入できちんと使用した分だけいただいていると、そういう形態で契約をさせていただいているということです。

○議長（遠藤源太郎） よろしいですか。

○1番（細谷祥子） 結構です。

○議長（遠藤源太郎） それでは、ほかに。

○7番（中村清治） 監査の審査意見から3点ばかりお聞きしますけれど、歳入の大部分は、これは関係市の負担金ということで運営されていますけれど、当然各市とも財政が非常に厳しい状況下で、負担額をなるべく少なくしていただきたいということが切実な要望であると思います。その中でここに書かれているように、事務報告書でも報告されておりますけれど、ごみの搬入量が減ってごみ処理手数料が当然減る中で、発電電力量も減少しているということですので、この点について独自の歳入確保に努めていただきたいという意見がついています。この点についてどのような対策を講じなくてはならないかということをお聞きしたいと思います。

また、「厚生施設において、利用者側に立った目線から施設を見直し」とあります。近隣住民の皆様に喜ばれる施設になるよう、より一層努力されたいと。この見直し等についてどのようなことを考えられるのかをまずお聞きします。

それから、人件費なんですけれど、国及び東京都の人事院勧告が出ておりまして、たしかここは東久留米市の給料表に基づいてそれを運用しているということを聞いておりますけれど、まず退職金ですね。これが、国及び都がたしか45カ月まででしたね、下げるということになっておりますけれど、柳泉園組合としてはこの点についてどのような方向性

を持っているのかということと、あと、住宅手当が、35歳以下の借りている人に今までたしか8,500円だったと思いますけれど、1万5,000円を支給して、そのほかの人たちの住宅手当をすべてなくすという方向性が出されておりますけれど、この点について。

以上3点お聞きします。

○技術課長（涌井敬太） まず、発電の関係でございます。

クリーンポートにおきましては、通常2炉運転でございますが、2炉運転で2,200キロワット程度の発電を現在できるわけでございます。それで、ごみの減少に伴いまして、昨年の夏の震災対応——発電所があちこちでとまりましたものですから、その対応として国、東京都から、ごみ処理発電の施設については、昼間の電気をふやして夜の電気を減らすようなことはできませんかということをおっしゃって。それで、私どもとしましては、夜間、夕方の5時から翌朝7時までの14時間のごみ焼却量を減らしまして、発電量を2,100キロワット程度に下げます、夜間は電気を使っておりませんので。それから、昼間につきましては、逆に午前7時から夕方の5時までの10時間はごみの処理量をふやしまして、2,400キロワット程度の発電ができるように現在しております。これは去年の震災対応として始めたことですが、その後ずっとそういったことを続けさせていただいております。それで、1日のごみ処理量としては105トンという定格がございますので、これを超えるわけにはいきませんので、その105トンの範囲の中で昼間と夜の処理量をコントロールするといったようなことをしております。

それで、実際に平成23年度の実績でございますが、平成23年度はごみの搬入量が減っておるんですが、それに対して発電量が7%程度ですが、ふえております。そのことによって売り払った電力量が約19%、平成22年度に対してふえてございます。こういったことを今後も続けてまいって、昼間の発電量をふやして歳入を確保するといったことを続けてまいりたいと思っております。

○総務課長（新井謙二） それでは、退職手当の関係でございます。

柳泉園組合におきましては、職員の退職手当支給条例というのを独自で制定しております。御承知のとおり、東久留米市及び清瀬市におかれましては、退職手当組合に加入されております。それで、現在独自でやっておりますが、東京都で45カ月ということも聞いておりますので、そういった関係、改正するに当たりましては全面的な改正を考えておりまして、退職手当組合に準じた改正を考えており、今後においては職員組合等と協議をしてみたいと思っております。

それから、住居手当の関係でございますが、東久留米市に準じておりますので、東久留米市の状況を見ながら、柳泉園におきましても改正する必要が出てくる場合は改正をする考えでございます。

○施設管理課長（中村清） 厚生施設におきましては、「利用者側の立場に立った目線から施設を見直し、近隣住民の皆様には喜ばれる施設づくり」という文言に対してでございますけれども、基本的に厚生施設は近隣住民の御要望によってつくられた施設でございます、利用者にとってより使い勝手のよい、何度でも足を運べる施設づくり、また和みのある施設づくりを現在では目指しているところでございます。

それで、実際使われている利用者がどういう気持ちでどういう考えでもって利用されているのかということに対しましては、要望書を書いてもらう体制づくりで、それを要望箱に入れていただきまして、集計は3月に1年分まとめて集計しているところでございます。それに対して当然私どものほうのコメント、メッセージを張り紙でお伝えしております。しかしながら、これがすぐ収入に結びつくかというとなかなか難しいところもありまして、スーパー銭湯が近隣にできている、その利用料金も非常にお安く利用できる、そちらと競合されると非常に苦しい。なかなか悩ましいところが実際ありますが、地元の皆様には、こういう施設が近所にあるという点では非常に喜ばれていると実際思っております。

○7番（中村清治） 売電は東電以外にいろんな会社もありますけれど、やはりそういうところでも検討していただきたいなと思います。

それから、今、厚生施設の点についてお答えがありましたけれど、やはり利用者側の目線というのは、利用率も少し下がっているようですから、やはり多方面からの検討課題を精査していただいて、改善できるところは早く改善して利用率を高めてもらいたいと思います。

それから、他市のことをとやかく言うわけではりませんが、人事院勧告に関して条例改正は必要ですから、改正された時点から執行されるわけですので、これを1カ月延ばせばまたその分だけの現行の住宅手当も支給しなければならないということで、清瀬市の場合は昨日臨時議会があったんですけど、2,000万円の住宅手当の節約というか、年間を通すとそれだけの効果が生まれるということの報告がありました。ですから、その点についても考慮していただいて、早い決定を要望しておきます。

それと、退職手当組合に入っていないということで、独自ということで行われているようですけれど、この点についても職員の構成を見れば、だんだん高齢化になっていると思

いますので、やはりその点も考慮しながら対策をとっていかないと、基金倒れということにもなりかねませんので、その点についても強く要望して終わります。

○6番（安斉慎一郎） 決算書の9ページの収入未済額956万何がしということで、これは予算でも質疑してきていますので中身はわかっていますけれども。それで、監査の意見も立川地裁ですか、で勝訴したとかいうこともあります。この件について決算で不用額ということですので、改めて伺います。それから、こういう形ですうっと持っていくのか、それともどこかで区切りがつけられるのか、その辺のことも伺っておきたいと思えます。

それから、21ページのごみ管理費の不用額3,487万円。先ほどの御説明で、薬品の契約の差金と、それから購入電力の入札をした差金が主なものだという御説明だったかと思いますが、もう少し詳しく御説明をお願いいたします。

それから、23ページの一番下から2番目の公課費というのがあって、汚染負荷量賦課金というのがあって、この不用額29万7,400円、あまり大きい金額ではありませんが、少し御説明いただきたいと。

それから、27ページの公債費のところ政府債の種類が幾つかあるのかなと思うんですが、不用額、利子で3万9,287円。金額は大きくないけれども、利子の不用額が出るというのは、これはどういうことなんでしょうか。借りようと思った予算だったのが借りないで済んだので、それから、償還のほうで元金の償還も不用額になっていると、この辺はどういうことなのか、御説明願います。

○資源推進課長（佐藤元昭） すみません。未済額について不用額にするのかしないのかという――違いましたか。

○6番（安斉慎一郎） 収入未済額の中のその話なんだけれど、どうしていくのか。

○資源推進課長（佐藤元昭） はい。エル企画の……

○6番（安斉慎一郎） 今後どうしていくのかということについて。

○資源推進課長（佐藤元昭） 今後どうしていくかですか。

○議長（遠藤源太郎） 少し待って、2人でやりとりしないでください。

今ここに載っているものについて今後はどうするのかということですね。

○6番（安斉慎一郎） はい。

○資源推進課長（佐藤元昭） 失礼いたしました。今後についてですけども、今までどおり一応執行猶予は10年ありますので、なるべく少しでも回収できるように対応していき

たいとは思っているんですけども、ことしに入りまして代表の方との電話連絡もとれなくなり、廃棄物の山となっていたところも8月に行ったところできれいに整理されてしまっていたということで、今後、エル企画との接点が現在ほとんどなくなってしまっている状況です。ですから、なかなか接することとか状況を確認することが難しくなってきたんですけども、粘り強く何かしらの情報を得ながら接触できるような対応をとっていきたいと思っております。

○技術課長（涌井敬太） ごみ管理費の不用額の件でございます。

需用費の内訳ですが、まず薬品代、これは契約差金でございますが、当初予算としては6,780万円ほどございましたが、そのうち、入札をしているものですから、その単価の差金と使用量の増減がありまして、トータルとして約350万円。

それから、燃料費のうち、焼却炉の立ち上げ、立ち下げに都市ガスを補助燃料として使っておりますが、その燃料費が当初予算は12万立米ということで考えておりましたが、実際には5万1,300立米しか使用しませんでしたので、その分としまして約710万円。

それから、光熱水費、これは電気代でございますが、基本料金といたしまして、当初予算としては2,300万円を予定しておりましたが、入札を実施しておりまして、その関係で基本料金が安くなりまして、1,100万円になりましたので、これが約1,200万円の減。それから、使用料金としましては、電力料金を830万円ほど予算としては見込んでおるんですが、実際に去年、節電から発電量の増といったことをしましたことによりまして、電気の使用量が下がったということで、実質380万円の支出になりました。この差額が約440万円ほどございます。

それから上水道代ですね、ボイラーの水に使っている上水道代でございますが、この使用量は当初3万9,300立米を予定していたものが、実質3万4,400立米で済みまして、ここが240万円の減。

それから、修繕料の定期点検整備の契約差金が約550万円。合計で約3,490万円の不用額となったものでございます。

それから、汚染負荷量賦課金についてでございますが、汚染負荷量賦課金につきましては、硫酸化物の排出量によりまして国の公害対策費として納めているものでございます。当初予算は340万円を予定しておりましたが、実績が下がりまして310万円の支出になりましたので約30万円の差金が出たということでございます。

○総務課長（新井謙二） それでは、公債費の利子の残でございます。約3万9,000円

が不用額となっておりますが、これにつきましては一時借入金の利子でございまして、一時借入れをすることがなかったものですから、そのまま当初予算の利子分が残ったものでございます。

○6番（安齊慎一郎） わかりました。終わります。どうもありがとうございました。

○2番（梶井琢太） それでは、監査の意見書に沿って、今後の対応について何点か伺いたいと思います。

まず、1点目が施設の維持管理の関係で、定期点検整備等について長期的な整備計画を検討する必要があるとの意見が述べてありますが、この検討についてどうされていくのかというのをまず1点目に伺いたいと思います。

2点目が、来年度以降の予算編成にも関係する話で、今後やはり歳出削減の面で民営化、委託も含めて取り組みを行っていかないといけないのではないかと思うわけなんですけど、平成23年度はクリーンポートの運転、2係ですか、の委託があったということなんですけど、今後についてそういった委託、アウトソーシングについての取り組みについて何か予定といいますか、方針があれば教えていただきたいと思います。

3点目が、資源回収物の売り払いの関係で、平成23年度は単価が上昇したという記述があるんですけど、来年度に向けて今後のそういった見込みといいますか、収入見込み、あるいは単価の変動等について、現時点で把握されている部分がありましたら教えていただきたいと思います。

4点目が、先ほど収入未済額について御見解といいますか、答弁が出たんですけど、先方と連絡がとれないが、何らかの情報を集めながら粘り強く取り組んでいきたいということなんですけど、正直どういうふうに進めていくのかなというのがもう少し見えないといえますか、なかなか連絡がとれなくて、では情報がどこから来るのを待っているだけしかないのかと、ほかの方法は何かとれないのかという疑問も若干あるんですけど、もしそういった今後の動き、取り組みについてさまざまな可能性があるのであれば、こういったものが考えられるのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○技術課長（涌井敬太） クリーンポートの経年劣化に起因する故障に対する大規模修繕ということでございますが、重要機器類の基幹的整備に係る今後の計画といたしましては、各炉の火格子、ゾーン1からゾーン4の入れかえを含めた全面交換補修、それから、炉内耐火物の全面補修、脱硝設備の触媒交換、電気計装設備等の全面交換を予定してございます。大規模補修にかかる経費としましては、火格子の全面交換補修が約5億1,000万円、

炉内耐火物の全面補修が約3億7,000万円、脱硝反応塔の全面補修が約2億1,000万円、電気計装設備の全面交換補修が約6億5,000万円、給じん装置等の設備の全面交換補修が約6億7,000万円、合計で約24億1,000万円程度は必要であると見込んでおりますが、その実施時期等につきましては、毎年実施しております柳泉園クリーンポートの定期点検整備補修の状況等を見ながら今後検討していきたいと思っております。

○助役（森田浩） 今、財政運営上におきます柳泉園組合の効率的な運用ということも含めまして、今後のあり方につきましてはの御質問でございますが、当然各構成市の一団体一団体、どこをとりましたも非常に厳しい財政運営に迫られているということについては、十分柳泉園組合としましても認識しております。

まず、予算編成におきましては、負担金のあまり急激な増とか、そういうものが生じないようにいろいろ歳出の削減や歳入の確保を図りながら、なるべく自己財源の確保に努めていくということを念頭におきまして実施しているわけでございます。例えば、財政運営の中で負担金にかかわる件につきましては、電力とか自己財源の推移によりまして負担金がかかり数字が変わってきます。平成15年度あたりから平成18年度ぐらいまでは3市におきまして二十二、三億円の負担金、そのような形でいただいておりますが、これは歳入の確保等を図る、また改善を図る。また、特に人件費の退職者の不補充ということで委託化を進めた結果、20億円は超しておりません、平成18年ぐらいからですね。今後そのような形で20億円程度を目安にして負担金の確保はお願いはしていきたいと思っておりますが、そのためにはまず、歳出におきましてはクリーンポートの運営を今後どうしていくのかということが一番大きな問題になるかと思っております。4班体制でやっているんですけども、2班は委託化を進めて、現在委託をしております。

それで、クリーンポートの運営のあり方は、どういう運営が一番3市にとりましても、また柳泉園にとりましても安定的に、また長期的に運営できるのかというのが、一応検討はさせていただいているんですけども、全面委託をするのが果たして3市の日常排出されるごみを安定的に効率的に処理できるのか。また、1班は直営でやって、3班まで委託したほうがいいのかとか、いろいろ内部的に財源的な見地からも検討はさせていただいておりますが、まだ結論は出ておりません。ただ、なるべく財政的に削減が図れるような施策をできるものについては、予算編成の段階でしていくという姿勢はとってやらせていただいておりますが、まだその辺の大きいところは出ておりません。

また、今後退職者がふえるわけでございますが、その辺の再任用制度とのあり方をいか

に活用して、委託でやるのが安いのか、再任用の方を活用して実施するのが効率的なのかということも含めまして、今検討はさせております。ですから、委託でやっているところを、委託を外して再任用の職員の方を活用したほうが安いということで、効率的だということで、今そういうことも実際は行って経費の削減を図っております。ですから、できるところからそういうふうな形で、なるべく皆さんの負担金を安くするように、いろいろな面から検討はさせていただいているということが実態でございます。

それと、あと、契約につきましても、先ほどの随意契約が少なくなっただけですがまだありますから、随意契約でどうしてもやらなければいけない項目がございますが、その中から、1つの改修なら改修の中から、この部分は抜き出して指名競争入札、競争性を発揮する指名競争入札になじむものについては指名競争入札として実施するという分離した考え方も、今いろいろ個々の事業の中で行っておりますが、そうしますと諸経費の関係が出てきますので、その辺も含めて総体的にどうかということを含めて検討はさせていただいているということでございます。いずれにいたしましても、負担金がなければここは運営できないわけですから、最大限にその辺は配慮した中で今後も進めていきたいと思っております。

○資源推進課長（佐藤元昭） 資源売払物の単価の変動についてですけれども、平成20年度にありましたサブプライムローンによる破綻から、徐々にですけれども金額は上昇傾向にありました。ところが、去年の暮れ、後半あたりから、ギリシャの関係、また中国のオリンピックが終わった後、また中国自体の景気の衰退、それで、このところまた、尖閣諸島の問題等でかなり売り払いの単価が変動しております。かなりまた安くなってきております。やはり尖閣諸島の関係で、中国にある日本の自動車メーカーの被害等で、なかなか車の生産台数もふえないということで、アルミも落ちていますし、かなり中国市況に引っ張られてきたペットボトルも今、指定法人では物があふれていると。それで、ことしも本来1年間順調に処理してくれるべきはずの指定法人に関する業者が、1年間契約の単価で契約していただくため、お手上げしてしまいまして、年度半ばで業者が変わるという事態も起きています。そんな中で、なかなか単価が上がる要素が見受けられません。震災の復興に関する需要で鉄とかが伸びるのかなと思ってはいたんですけども、それも伸びずに結局中国の関係ですべて足を引っ張られている状況ですので、なかなか読めないような単価設定でございます。

次のエル企画の未済額についてですけれども、これは正直相手方と接触はほぼ不可能だと

は思っています。ただ、その業者に土地を貸していた地権者とはお会いできることはできませんので、8月に行ったときに地権者と少しお話をさせていただいたんですけども、置いていかれた廃棄物の山は地権者の方が実費で自分の資産で処理をしたということで、地権者の方も当然エル企画の関係者とは接触できない状態のようです。ですから、どういう対応をしていいのか考えていかなければいけないんですけども、やはり1,000万円近くのお金ですので、少しでも回収すべく努力は続けていきたいと思っております。

○2番（梶井琢太） それぞれ大体状況がよくわかりました。3点目、4点目については、資源回収についても単価の上昇は難しいということで、かなり厳しい状況だなという感想は持ちました。また、4点目の収入未済額につきましても、正直なかなか難しいということでもありましたが、これは本当に粘り強く情報を取りながら取り組んでいただきたいというほかないのかなと思います。それで、1点目の整備計画については、24億円という数字も出ましたが、当然施設整備基金の積み立てのスケジュール等も出てくると思われますので、その辺はやはりもう少し体系的にといいますか、外から見てわかりやすく計画を正式にといいますか、本格的に示していただけるよう検討をお願いしたいと思っております。

それで、2点目の、今後の歳出削減の面については、負担金の抑制ということを目標にさまざまな検討をされているんだというのがよくわかりました。民営化、委託につきましては、確かに組合のスキルの面もあって、どこまで委託するかという問題は当然出てくるといいますか、理解するところではあります。一方で、負担金の抑制、経費の節減等をやはり今後、依然として大きな課題であると思っておりますので、できるところから、できる範囲でのそういった委託をはじめとした経費節減については、検討を早期にお願いしたいと思います。私からは意見を申し上げまして終わりしたいと思います。

○議長（遠藤源太郎） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） それでは、質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

以上をもって議案第12号、平成23年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

これより議案第12号、平成23年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第12号、平成23年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第12号、平成23年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定されました。

---

○議長（遠藤源太郎） 「日程第8、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件、陳情第8号、宮城県知事の二重契約問題の解明を求める陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第8号を廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 御異議なしと認めます。よって、陳情第8号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

午後 1時53分 休憩

---

午後 2時14分 再開

○議長（遠藤源太郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（遠藤源太郎） 「日程第9、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

陳情第8号、宮城県知事の二重契約問題の解明を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員会委員長（細谷祥子） 議長より指名がありましたので、廃棄物等処理問題特別委員会報告をいたします。

付託されました陳情第8号、宮城県知事の二重契約問題の解明を求める陳情については、慎重に審査をした結果、賛成なしで不採択となりました。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（遠藤源太郎） ありがとうございました。報告が終わりました。

それでは、陳情第8号、宮城県知事の二重契約問題の解明を求める陳情を議題といたします。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第 8 号、宮城県知事の二重契約問題の解明を求める陳情については、委員長報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手なしであります。よって、陳情第 8 号、宮城県知事の二重契約問題の解明を求める陳情は、不採択とすることに決しました。

---

○議長（遠藤源太郎） 「日程第 10、議案第 13 号、柳泉園組合監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第 13 号、柳泉園組合監査委員の選任についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第 13 条の規定によりまして、識見を有する者のうちから選任されております現王園監査委員の任期が平成 24 年 11 月 28 日で満了となりますので、新たな監査委員に安藤純一氏を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定によりまして、議会の同意をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件は、人事案件ですので、質疑及び討論を省略して採決をいたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第 13 号、柳泉園組合監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

---

午後 2時17分 再開

○議長（遠藤源太郎） それでは、休憩前に引き続き定例会を再開いたします。

それでは、柳泉園組合監査委員に選任されました安藤純一氏にごあいさつをお願い申し上げます。

○監査委員（安藤純一） ただいま柳泉園組合の監査委員に就任いたしました安藤でございます。よろしくお願いいたします。

現王園前委員に引き続きまして、柳泉園組合の適正かつ健全な運営に貢献できますように努めたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） よろしく願いいたします。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後 2時18分 休憩

---

午後 2時19分 再開

○議長（遠藤源太郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成24年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会いたします。

午後 2時19分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 遠藤源太郎

議員 細谷祥子

議員 梶井琢太